

1 感染症対策の強化（R6.3.31まで経過措置期間）

(1) 改正後に義務づけられた取組

《施設系サービス》

改正前： 感染対策委員会の開催
指針の整備
研修の実施



改正後： 感染対策委員会の開催
指針の整備
研修の実施

訓練(シミュレーション)の実施

《その他全サービス》

改正前： なし



改正後： 感染対策委員会の開催
指針の整備
研修の実施

訓練(シミュレーション)の実施

改正： 令和3年度介護報酬改定に伴う「青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」（令和3年3月22日公布）による改正

・施設系サービスでは訓練(シミュレーション)の実施が、その他全サービスでは、感染症対策委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施が義務づけられましたので、令和6年3月31日までに、体制の構築や指針の作成など、計画的に整備を進めてください。

(2) 感染対策委員会の設置・開催

- ◆ 事業所における感染症の予防とまん延の防止のため、対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、従業員に周知徹底を図ること
- ◆ 感染対策の知識を有する者(外部からの参加を含む)を含め、幅広い職種により構成することが望ましい。
- ◆ 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にし、感染対策担当者を決めておくこと
- ◆ 定期的に開催し、感染症の流行時期等には、必要に応じて随時開催すること
- ◆ 他のサービス事業者との連携等により行うことも可能
- ◆ 事業所内で他の会議体を設置している場合、一体的に設置・運営することも可能

・感染対策担当者を定めたうえで、委員は有識者を含めた幅広い職種で構成し、おおむね6月に1回以上(施設系サービスは3月に1回以上)の定期的な開催と、その結果について従業員への周知徹底を図ってください。※開催時期については、各サービスによって異なるため条例を確認してください。

・委員会は他のサービス事業者と連携して行うことや、事業所内で他の会議体と一体的に運営することも可能となっていますので、各事業所の組織形態に合わせた対応をしてください。

(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

- ◆ 事業所内における、平常時・発生時それぞれの対応を記載した、**感染症対策の指針を作成すること**
 - ・**平常時**の対策・・・事業所内の衛生管理(環境の整備等)、介護ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等
 - ・**発生時**の対応・・・発生状況の把握や報告方法、感染拡大防止のための方策、医療機関や保健所等の関係機関との連携・報告方法、事業所内の連絡体制や関係機関への連絡体制の整備等



《参考資料》

- 厚生労働省「介護現場における感染対策の手引き」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>

・感染症対策の指針は、平常時と発生時それぞれについて、厚生労働省の手引きを参考に、対応や連絡体制などの必要事項を盛り込んで作成してください。

(4) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

- ◆ 事業所の従業者に対し、感染症の予防・まん延の防止のための研修・訓練を実施すること
- ◆ 感染症対策の基礎的内容等の他、事業所の指針に基づいた内容を実施すること
- ◆ 研修は定期的に実施する他、従業者の新規採用時には随時行うこと
- ◆ 研修の実施内容について記録すること
- ◆ 実際に感染症が発生した場合を想定した対応について、訓練(シミュレーション)を定期的に行うこと。研修の実施方法については、必要に応じて机上で行うものでも差し支えない。

※事業所内の役割分担の確認や、防護具の着用方法の確認、感染対策をした上での介護ケアの演習等



《参考資料》

○ 厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」

・研修・訓練ともに事業所の指針に基づいた内容で年1回以上(施設系サービスは年2回以上)実施し、その実施内容については必ず記録してください。

※研修及び訓練の開催時期については、各サービスごとに異なるため、条例を確認してください。

また、新規採用の従業者に対しては、忘れずに随時実施してください。

・研修及び訓練は、厚生労働省の研修教材を参考に、基礎的なことはもちろんのこと、感染症対策力の向上を目指し、毎回工夫をこらした内容で実施してください。